

フランスの子育て支援の発展と現状 ——日本の子育て支援を考える上での考察——

*Development of meeting places for children and parents in France; comparison
with Japanese child-rearing support services*

星 三和子 *Miwako Hoshi*
(人間発達学部)

I. はじめに

日本の子育て支援施設は、5000か所を越え、公営または公的助成を受けた公共施設として、乳幼児と親には欠かせない存在になっている。子育て支援政策はヨーロッパ諸国でも家族政策の重要課題になってきており、国の置かれた状況の違いにかかわらず、自治体に子育て支援施設の設置が増えている。この共通性は偶然ではなく、幼い子どもをもつ親たちが、国を越えて、同じ社会状況のなかに置かれているからであろう。子どもと家に閉じこもっている親の孤独、子育て技術の継承の断絶、拡大家族からの手助けのない核家族状況、近隣地域との関わりの希薄化、溢れる子育て情報、子育ての責任を親個人に負わせる風潮、子どもの学業成績が親の教育投資と相関する教育状況等、親、特に母親に大きなストレスを与えている条件は先進工業国に共通である(星他、2011)。これは、現代社会の社会構造の変化の土台の上に、最近の新自由主義の政治経済の世界的な影響によって強まっている諸条件である。

本稿は、このような外国の例の一つとして、フランスの子育て支援を取り上げる。

日本の子育て支援政策が少子化対策として始まったのは1994年であった。その頃、少子化対策の見本としてしばしば引き合いに出されたのが、フランスの出生率の高さであった。その後2000年頃から、日本の子育て支援施設の数是世界でも類を見ないほど増加したが、少子化は相変わらずである。一方フランスの出生率は依然高いが、子育て支援施設の歴史は古く、近年その重要性の認識が高まり、施設数は増加している。

このように一面は対極にあり一面は共通している日本とフランスを比較することで、国内だけを見ていてはわからない日本の子育て支援の特徴や問題点を、炙りだすことができると考える。

本稿は、まずフランスの子育て支援の発展の歴史を概観し、次に現状として3つの自治体の子育て支援を紹介する。さらに、タイプの違う2つの子育て支援の形態を分析する。その上で、フランスと比較しつつ、日本の子育て支援事業の特徴と問題について考察する。

Ⅱ. フランスの子育て支援制度の概要

1. Lieu d'accueil enfants parents の用語の発祥と法的な位置づけ。

子育て支援の施設は、フランスでは、「親子の受け入れの場」(lieu d'accueil enfants parents。以下 LAEP と呼ぶ) という名称である。「受け入れ」(accueil) ということばは、保育を含めて親子支援の総称として使われている。保育所、家庭的保育など種々の形態の保育を総称して、accueil ということばが使われるようになったのは、2000年改正の保育法令からである。保育全般が accueil de la petite enfance (乳幼児の受け入れ) という名称で呼ばれるが、この概念に、親も加わったのが、lieu d'accueil enfants parents である。子どもが家族以外の人に保育してもらう場から、親も一緒に過ごす場にコンセプトが拡大した形である。法的には LAEP の国家法的な基盤はなく、法的根拠としては、補助金の助成元の家族手当金庫 (CAF, Caisses d'Allocations Familiales) に関して 2002 年に定められた助成金認可基準の通達による。また設置と管理の管轄は国ではなく自治体にあるので、自治体によって定義も内容もやや異なる。2002 年の CAF の認可基準上の定義によれば、LAEP とは、「6 歳未満の子どもの社会化に供する空間で、子どもはある時間、受け入れられるに適した場所に、子どもの責任を負う大人に付き添われて自由に過ごす。つまり、LAEP は家族関係に基づいた乳幼児の受け入れサービスである」。これは、日本であれば「つどいの広場」を指し、電話相談や情報提供のような形の支援は含まれない。この定義上は、支援の対象は子どもであり、大人は連れてくる人であるが、実際は、LAEP 施設の歴史の初めから、親支援と子ども支援の両方の側面をもって発展してきている。

2. フランスの子育て支援の歴史

フランスの LAEP はやや特殊な経緯で発展してきた。民間の精神分析学派の専門家たちが創設したのが最初 (この頃は LAEP の用語はなかった) で、その系列施設の増加が初期の発展を支えたからである。精神分析に依拠することは、社会的介入の程度の違いはあれ、基本的には個人の心理的な支援を軸にすることを意味する。そしてこの支援方法がその後の発展の基本モデルとなった。またそれを理論的実践的にどう超えていくかが課題ともなった。特徴といえるのはリスク支援の観点である。個人的なリスクであれ貧困などの社会的リスクであれ、親子のリスク支援が目的の一つである。社会的な視点をもった LAEP の場合は設置される地域が重要で、社会経済的文化的な問題の多い地域で開設される傾向がある。

第一期：IRAEC とメゾン・ヴェルト

2つの学派の精神分析家たちが 1970 年代に別々の施設を立ち上げた。まず 1976 年にラカン派の精神分析協会がパリの労働者地区に作った親子クラブ IRAEC (Institut de Recherche Appliquée pour l'Enfant et le Couple) が最初である。これは子育て支援のみ

ならず貧困地域の人々の生活支援と治療的支援を目的とした。治療的支援は、親の話を聴き支えること、および家庭の問題を睡眠・食・夜尿等の身体症状として表現する子どもの身体のことを聴くことが予防と治療になるという考えを基本とした。(Sheu et Fraioli;2010、IRAEC,2007)。そのため、親と子の悩みを「聴く」精神分析の専門家を置く。また母子保健センター (PMI) の待合室での親子支援等アウトリーチの活動も行う。財政的には、1981年にDASES (Direction de l'action sociale, de l'enfance et de la santé、福祉・児童・保健局)からの助成金、FAS (Fondation Action Sociale、移民と家族のための社会的アクション基金)から移民家庭支援の社会活動に対する助成金を得ている (Scheu et Fraioli, 2010)。

IRAECは現在も同じ場所で週4日の午後3時間、親子の遊び場を開設しており、決して広くはない空間に、ひしめくように利用者が訪れている。あまり混むと早くから来ている人は退出するのが暗黙のルールである。専門家が2人、床に座って親からの相談を受けている。もう一室は3-8歳児のためのアトリエ活動の部屋で、創造活動の中で子どもは自己を表現する。基本的に匿名性と守秘義務が原則で、相談の一回性を重視し継続相談はない。また専門機関の受診が適切な場合も、親に情報を与えるが、親を飛び越えて他機関に繋げることはない。それが匿名性の原則である。ただし、実際の話では、親への長期にわたる支援の事例があるので、現実には困難さの大きい人に継続した支援を行うことも稀ではないようである。必要な長期的支援をすることは実際には匿名性の原則と矛盾してはいないようであった。

次いで1979年に、パリの中流階層の地域に、精神分析家のフランソワーズ・ドルトの精神分析と育児を結びつけたメゾン・ヴェルト (Maison verte) が誕生した。当時ドルトはラジオで育児相談番組を担当しており、若い母親たちはドルトのラジオを聴いて子育てをしたと言われるほどの人気番組だった。メゾン・ヴェルトは2つの目的をもった。一つは親子の悩みに精神分析的な支援をすること、特に生後数ヶ月からの子どもの声を「聴く」ことと、孤立している親の悩みを聴くことである。もう一つは、3歳で幼児学校 (エコール・マテルネル) に入る前段階として、親と同じ空間にいながら他児との交流に慣れる場、すなわち社会化の機会の提供である。メゾン・ヴェルトは中流住宅街の一角にあって、職員が外に出る社会活動はなく、親たちの訴えも個人の心理的な悩みとして扱う。メゾン・ヴェルトは、公的な助成金も得て、1980年代、同様の施設を30ヶ所以上開設した。フランスの子育て支援の原型として、メゾン・ヴェルト・モデルの影響力は強く、それ以降作られた施設は、多かれ少なかれメゾン・ヴェルト的な考えが根底にあったといえる。また、ここでのいくつかの原則や利用上の規則は、後述する公的助成金のためのCAF (家族手当金庫) の認可基準となった (Neyrand, 2010)。

第二期：社会福祉的な支援

1990年代に、FAS等移民の社会福祉を担当する部署が、低所得者地域でのLAEPの創設に対する助成金を出してLAEPの増加を促進した。特に対象としたのは孤立している移民層の母親で、社会福祉職の職員を中心に、生活上の問題や文化的な障壁に支援を拡げた。メゾン・ヴェルトの方法を踏襲しながらも、親の出身文化への帰属感とアイデンティティを支える活動、識字学習など親の生活や就労に関わる支援活動、子どものための文化的な活動も同時に行われるようになった。新しい方向に開かれたことで、これらはメゾン・ヴェルトをもじって、しばしばメゾン・ウーヴェルト（開けた家、Maison ouverte）と呼ばれた。

これらは地方自治体の公共施設として設置され、FAS等からの資金援助を受けた。CAFの助成金がLAEPに正式に出るようになった1996年がこの期の大きな転換点である。全国的に、公共施設としての認定制度ができたのである。CAFの認定基準が以下のように定められ、2002年には通達（La lettre-circulaire de la Caisse Nationale des Allocations Familiales (CNAF) n°2002-015 du 17 janvier 2002 relative à la prestation de service attribuée aux lieux d'accueil enfants parents）の形で法制化された。これはメゾン・ヴェルト・モデルを踏まえながらも、治療的な目的を排することで社会的な目的を明確にしている。

- * 利用対象は、6歳未満の子どもで、子どもに責任をもつ同伴者がいること。
- * 大人の自由な参加（いつ来ても退出してもよい）。匿名性および守秘の尊重。
- * 治療的な目的をもたないこと。
- * 2人の職員がいること。職員は聴くことについての養成を受け、専門家のスーパーバイズを定期的に受けること。
- * 経営、財政、場所が明確であること。
- * 助成のための条件として、利用する子どもの数および同伴者との関係、受け入れ職員の数・資格・地位、サービスの頻度と時間について評価を行うこと。

第三期：親支援と施設の拡がり

2000年の通達（Circulaire DIF/DAS/DIV/DPM relative aux réseaux d'écoute）によって、「親を支え寄り添い聴くネットワーク」（Les Réseaux d'Ecoute, d'Appui et d'Accompagnement aux Parents. REAAPと略記）が作られた。学童、思春期の生徒、若年成人まで、少年犯罪、暴力、学校の落ちこぼれ、学級崩壊、と子どもの問題は山積みである。親自身も迷い自信を無くしている。この通達は、子どもの年齢に関わらず、親であることが一層困難になっている社会のなかで、親であることを支える必要性の要望に添うものであったが、一方で親へのコントロールの強化を強めるものでもあった（Neyrand, 2011）。REAAPの挙げる目的は、問題のあるなしに関わらずすべての親を支えること、多様な観点から支援ネットワークを作ること、幼い子と親にはLAEPを、思春期の子と

親には仲介の場の設置を促進することである。具体的なアクションとしては、親同士の出会いと交流の場の開設、専門家による相談窓口の設置、親同士の話し合いグループの支援、移民の親の生活支援がある。以上のように、親に向けた支援の面から、LAEPは強化されることとなった。

2000年頃から、学校でも保育所でも「parentalité」（親としての力）ということばが頻繁に言われるようになり、それまで親とは一線を画していた施設が親の参加を推進するようになった。悩みを話す、話し合う、子どもと遊ぶことで、親自身が親としての役割を自覚していくような場として、自治体はLAEPの設置を促進した。LAEPは親支援の側面を強めてきた。

Ⅲ. 現状

1. 「親子の受入れの場」の現状の概要

フランスの保育施設は、近年、種々の保育形態の場を同じ施設に集めた形（Pôle Petite Enfance と呼ばれる）になってきているが、LAEPはしばしばその中に入っている。フルタイムで子どもがいる保育所を除いた空間は、同じ場所を曜日と時間を変えて複数の施設が分け合うことも行われ、例えば週2回午後はLAEP、週2日午前は家庭的保育員拠点、週1日はアトリエ活動が開かれる、という具合である。

CAF等公的機関から助成金を受けているLAEPは2009年に全国で931か所を数えるが、地域差が大きい。20ヶ所以上のLAEPがある県が13県、7ヶ所以上の県が全国の半分だが、5ヶ所に満たない県も34県ある（Barbosa & Verite）。このうち、720か所の施設について、2010年に聞き取り調査が行われた（Scheu et Fraioli, 2010）。この結果をもとに、全国のLAEPの概要を述べる。LAEPには自治体立と民間法人立があるが、CAFや自治体から助成金を得て公的に認められているので、民間立も公立と同じ扱いである。

設立年：80年代までに設立された88か所は殆どがメゾン・ヴェルト系だが、90年代に242か所と増加し、2000年以降にできた施設は37%を占める。

施設の目的と基本的な規則：上記のCAFの基準に沿って共通の原則がある。

- ・乳幼児（6歳未満、あるいは4歳未満）とその親または同伴責任者が利用できる。
- ・同伴の大人は常に子どもと同じ空間にいる。
- ・登録はなく、無料か非常にわずかな利用料である。
- ・匿名性および守秘性を尊重する：子どもの名前と大人との関係のみ申告する。（但し、助成金評価の必要上、帳簿には住戸の地域、子どもの月齢、同伴者の人数も書く）。
- ・出入りは自由である。
- ・子どもには一定の規則や禁止事項がある。
- ・親子の社会化の場。相談、うちとけた空気の中での他の大人や子どもとの出会いと交流がある。

開所日数と時間：この調査によると、開設時間は 78%が週 2 日であり、週 5 日開いているところはわずか 10 カ所（殆どがメゾン・ヴェルト系）である。時間は半日で、全日開いている所はない。利用者は概ね 20 分以内の範囲の地域の住民である。

助成金と財政：CAF からの助成金の他に、83%が自治体から助成金を得ている。その他種々の公的機関や団体からの助成金を受けている。

利用料金：75%が無料、11%が利用料を徴収、残りは利用者の自由である。

支援職：支援職員は「受け入れ職」と呼ばれる。全体の 79%の施設では 2 人が同時にいる。多職種の人たちでチームを作り、ローテーションを組んでいるところが多い。職業としては、保育職（33%）、臨床心理職あるいは精神分析職（21%）、社会福祉職（13%）、遊び活動指導員（10%）、パラメディカル職（6%）、その他おもちゃ図書館指導職等が主要な職であり、このような資格が要件である。彼らは別の施設での常勤の専門職で、カンファレンスの機会に一同に会する。必ず専門家のスーパーバイズを受けなければならない。スーパーバイザーは精神分析職、心理職、自治体の保育・福祉関係のコーディネータ等である。

2. ローヌ県の LAEP の事例

具体的な施設と運営の状況について、資料、実際の見学、観察、職員との話し合いによって得られた情報をもとに、LAEP の特徴を明らかにしたい。

フランス第二の都市リヨン市を中心とするローヌ県の市町村での子育て支援は、フランスのなかでも歴史が古くかつ常に先進的である。この地域で LAEP が最初に設立されたのは 1984 年、メゾン・ヴェルト系の Jardin Couvert であるが、その後 20 年の発展で、すべての自治体に LAEP が置かれている。ここでは、ローヌ県リヨン市郊外の 3 つの市を例に分析する。表 1 に 3 市の人口動態を示す。

表 1. 3 市の人口動態 (2009)

	Vaulx en Velin 市	Villeurbanne 市	Oullins 市	ローヌ県平均
人口 (人)	40319	144751	25347	1708671
年間出生数 (人)	1013	2704	422	25976
14 歳以下人口%	23.6	16.1	17.2	17.8
15 - 29 歳人口%	22.8	27.5	21.3	21.9
単親世帯%	20.4	17.7	17.9	14.3
平均収入額(ユーロ)	15035	20264	21874	25404
失業率%	19.9	13.6	9.5	10.6

(INSEE, 2011)

(1) Vaulx-en Velin 市の事例

Vaulx en Velin 市はリヨン市に隣接した人口約4万人（INSEE,2008）の自治体である。6歳未満児の数は人口の11.7%で、単親世帯が28%を占める。移民が大部分の外国籍者が人口の22%と周辺都市の中で非常に高い。企業誘致により中小企業を中心に雇用が増えて発展した半面、人口の45%が社会経済階層で貧困層に入る。低所得者用住宅（HLM 団地）は全住戸の22%とローヌ県平均の3倍に上る。世帯当たりの平均収入額は14037ユーロ（2006）で、ローヌ県平均額の58%と非常に低く、失業率（20%）も県平均の2倍である。女性の失業率は23%とさらに高い。このような状況は、貧困層を対象にした社会福祉アクションを必要とする。LAEPも市行政の中で家庭社会福祉重要政策の一つとして位置づけられている。

市で最初にLAEPが作られたのは1989年で、定員15人の小さい空間であった。目的は、移民地域で孤立している親子への予防的なアクションと子どもの集団生活への準備であった。溢れるほどの盛況で、週1回を2回にしたが、開始時間の13時半には来所者が外で並んで待っている状況だったという。2番目のLAEPは、東部の移民地区で親子の孤立の予防的社会活動を行っていた福祉法人により、低所得者集合住宅の一階で1997年に開設された。ここでは図書のコーナーを設けて移民の親の識字教育も兼ね、本になじむ場や親が安心して職員に心を開いて話せる場を作った。男性職員もおり、父親の来所もしだいに増えていった（Fraïoli, 2010）。

3番目の施設として、Cocon à Soiが設置されたのは、他の地域からやや隔離され、インフラも十分ではない貧困地域である。旧福祉センターの一部屋に親子のための場を作るに当たり、社会福祉士、医師、母子保健センターの保健師、幼児学校の教師、福祉センターの家族相談員、家族計画の助産師、家庭的保育員拠点（RAM）の責任者、利用者が2年間検討を重ね、2000年に、保育所、一時・臨時保育所（アルトガルドリ）、RAMのある多様な親子支援施設の中に開設された。この間、地域住民に支援機能についての理解を得る道程は非常に重要であったという。LAEPの受け入れ職には上記の多様な職種の専門職たちがローテーションを組んで携わるようになった。この受け入れ職たちとは別に、臨床心理士や精神分析家がスーパーバイザーとして入った（Fraïoli,2010）。

現在、市のLAEPはこの3か所で、各々の地域住民の特殊性に応じた対応を行っている。共通点を挙げると、まず目的は、子どもに社会化の練習の場を提供すること、親には、悩みを聴き、他の親たちと話し合いながら孤立感や問題を軽減する手助けをすることである。子どもには遊び、親には心地よい時間を過ごすための出会いの場を提供している。いずれも子どもの対象年齢は4歳以下で、週1日の午後（学校休暇中は閉鎖）に開設されている。事前登録は不要で、匿名性を守り、子どもの名前（姓は記載せず）と大人との続き柄だけを記す。

苦い経験もある。あるLAEPで、あるグループの母親たちが毎回その場を独占し、宗

教色の強い行動を始めた。注意しても一向に改善されず、民族的な対立の様相も加わった。非宗教性を大原則とするフランスの公共の場として、遂に数週間その場を閉鎖し、事態の鎮静化を図らざるを得なくなった。このようなことから LAEP の支援がデリケートな事柄であることが窺われる。

《Le Cocon à Soi》の事例：LAEP の一つ Le Cocon à Soi での実際の活動を見てみよう。ここは多元的受入れ施設の中にあるが、幼児学校と隣接し近隣に福祉センターと図書館がある。地域住民の多くは低所得層のイスラム系移民で、近隣との関係が薄い母親が多い。このような親が、外に出て行ってみよう、行けば話を聴いてもらえる、他の親たちと友達になれるという経験をすることが大事であり、また同じ国の親と母語で話せる機会にもなる。母子保健センター (PMI) の健診時にこの場の存在を知った親が、時には保健師に付き添われてやってくることもあるが、PMI から LAEP に直接ケースを引き継ぐことはない。これは親の自主性を尊重する故である。

Cocon à Soi には 2 つの部屋がある。一つは親が話し合える空間で、ソファが置かれ、コーヒーのコーナー、乳児用コーナーと玩具棚がある。もう一つの部屋はより大きな空間で、車、ごっこの家、滑り台等の大きな遊具がある。庭に開かれ外遊びができる。廊下との境には赤い線が引かれ、車でそこから出てはいけない規則があるが、これはメゾン・ヴェルトの規則をそのまま適用している。

来所者は同時に 12 組までと人数制限があるが、実際に制限するほどは来ない。最も多い子どもは 1 歳台で、筆者の見学の日の来所者は 8 組で見学時は 4 組、子どもは 1 歳台、すべてイスラム系の人だった。受け入れ職は全部で 12 人。普段別々の職場にいる社会福祉士、保育者、余暇センターの指導員等が、ローテーションを組んで、2 人組で親子を迎える。彼らは月に 1 度昼休みに集まってカンファレンスを行う。スーパービジョンは、コーディネータの臨床心理士が行う。受け入れ職は、親子を観察し、他の親たちとの交流を媒介し、情報を提供して親子に寄り添う。注意していることは、親に強く勧めたりある方向に誘導しないことで、あくまでも主体は親にあることが予防の場としての原則だという。職員はその他に PMI に出張し、健診の待ち時間にベビーマッサージや絵本等の活動を行う。

(2) Villeurbanne 市の事例

同じくリヨン市に隣接している Villeurbanne 市は、面積人口ともに Vaulx-en Velin 市の 4 倍で、人口約 15 万人近く (INSEE, 2009) の郊外住宅都市である。失業率は 13% と国平均並みで、外国籍の人口は 11% と Vaulx-en Velin 市の半分の割合である。この 10 年で若年所帯人口が急増したため、子育て支援は欠かせない住民サービスである。市行政のなかで乳幼児とその親の支援は非常に重要な地位を占めており、保育士、乳幼児教育士、小児看護師、心理士等の専門チームによる多様で独創的な活動が活発に行われている。運河が市を地理的に二分しているため他地域と交流が少ない地域がある。LAEP は、低所得者

層のいる地域とこのやや隔離された地域に置かれている。

市の LAEP の共通の目的は、6歳未満の子どもとその親（同伴者）に、遊び場や親子の交流の場、他者とともにリラックスできる場と時間を保障すること、親の悩みを聴き困難を乗り越えるのを支援することである。匿名性および秘密の保持は第一の基本原則である。市内の4カ所の LAEP のうち、3ヶ所は週1日—2日で半日開設している。他の1ヶ所は週5日開いており、これは全国でも珍しい。

Villeurbanne 市の親子支援の特徴の一つは、既成の施設で LAEP と同様あるいは類似した親子支援を行っていることである。下の表2のように、活動の特化されたさまざまな場所での親子支援がある。地域で利用できるあちこちの施設に LAEP と同じような場があることは、親子が気軽に外に出やすく、かつ行政にとっては少ない予算でできる方法である。

表2：Villeurbanne 市の親子支援施設・活動

種類	場所	開設日、対象児年齢
親子の遊び、交流、相談施設	LAEP 1：遊び、アトリエ、交流相談	週5日、半日。6歳未満
	LAEP 2：遊び、交流	週2日、半日。6歳未満
	LAEP 3：遊び、交流	週1日、半日。6歳未満
	LAEP 4：遊び、交流	週1日、半日。6歳未満
本、玩具、文化活動の施設	アルトガルドリ：本、読み聴かせ、交流	週1日、夕方。
	図書館：本、読み聴かせ、語り、劇	週2日、半日。6歳未満
	玩具図書館：遊び、交流	週5日（全日+半日）。6歳未満
	親子のためのアトリエ：本、遊び他、テーマ	週1日、半日。
戸外、運動	運動遊び空間	身体運動発達遅滞の6歳未満児
母子分離準備	幼児学校への移行準備クラス	
親支援	保育、乳幼児活動の情報提供の場	週5日、全日。
	親子の交流と親の省察、親の相談の場	月2日、半日。小児精神科医の相談。4歳まで。予約制
	母子保健センター待合室	

《Espace Josephine Baker》の事例：LAEP の一つである Espace Josephine Baker は、市の低家賃団地（HLM）の商店街の一角にある。職員によると、住民の多くはアフリカ系とアラブ系移民で、ある程度民族のコミュニティができているとはいえ、近隣との関わりのない母親も多い。LAEP は、家から親子を引っ張り出す、互いに交流しあう、悩みを聴く、子どもによい遊び環境を提供する、遊び活動を促す等を目的として作られた。親の識字教育あるいはフランス語教育の場でもある。市の社会福祉活動の一環として2001年に開設されたので10年になる。

毎日開設されていることと、常勤職員2名（男性1、女性1）が常時いることが大きな

特徴である。このことは、職員と利用者の継続的な関係が作り出されることを意味している。これは特定の受け入れ職と利用者との関係の継続性を排除するメゾン・ヴェルト・モデルとは非常に異なっている。職員によると、利用者の殆どがこの場所を囲む団地から来るので、様子が分かっているということであった。匿名性は第一の基本原則だが、個人のプライバシーが守られれば、狭い地域のなかで実際には継続性にもとづく信頼関係が作られ、それが支援を有効にしているということであった。2つの部屋のうち、大きな部屋の後ろ半分には棚に玩具や絵本が置かれている。親子はそこから玩具を出して、前半分のフリースペースで遊ぶ。ソファがあり、職員は子どもの遊びを見ながら親と話したり、子どもと遊んだりする。もう一つの部屋では、テーマのあるアトリエプログラムを提供し、小学生も含めた子どもたちや親子に絵画、造形、絵本の読み聴かせ等の活動、親には講習等を行っている。ただし、日本のプログラム活動のように親の要望に添うというのではなく、文化的な活動に触れる機会のない家庭の親子への支援である。ここでは、母親の生活の悩みの相談や社会への適応支援など、ソーシャルワーク的な支援に重点を置いている。

(3) Oullins 市 Cabane Bamboo の事例

同じくリヨン市に隣接する Oullins 市は、人口2万5000人、年間の出生数が422と小さい自治体で、周辺自治体のなかでもごく平均的な地域であるが、芸術文化活動に力を入れており、音楽、美術、演劇等プロアマを問わず地域活動が盛んである。市が関わる LAEP は一カ所、他に支援施設も少ないので、上記2つの市に比べ親子支援は盛んとはいえない。

LAEP の La cabane bamboo がある Pôle Petite Enfance の建物は、保育所、RAM の他、市の保育担当部署がある乳幼児保育行政の中心で、親たちにはなじみのある場所である。LAEP は週1回午前中に開設される。但し専用のスペースはなく、建物の入り口のロビーをこの時間だけ LAEP として使う。職員は床のカーペット敷きなどの場のセッティングから始めて最後に元に戻る。ロビーなので他の用事で来た人、特に保育所に朝来る親子がこの場所を通り抜けていく。登園時を過ぎると入口の鍵がかかるので、呼び鈴が鳴る度に LAEP の職員が鍵を開けに行くという、落ち着かない環境である。ただ、このロビーの外壁一杯の窓ガラスはアーティストの作品で美しく彩色され、ステンドグラスのように光が差し込んで、美的で心地よい空間である。隣室に RAM があるので家庭的保育員は利用する権利がなく、子どもに同伴するのは必ず家族である。

職員チームは10人で、保育士、社会福祉士、遊び活動指導員、保育士助手などから構成され、ローテーションで同時に2人が勤務するので、一人当たり4-5週間に一度になる。2人の組み合わせはその都度異なる。スーパーバイザーは臨床心理士である。

観察を行った日の職員は、一人が保育園長、もう一人は遊び活動指導員であった。一人が入口に来所者を迎えに行く。特に初回の来所者には親とゆっくり話し、子どもの目の高

さにかがんで遊びに誘う。ロビーはカーペットとソファで、乳児用の空間、遊び空間、親が語り合う空間、車等移動できる空間に仕切る。車を動かせる空間との境界には線が引かれ、そこを越えないという規則があるが、実際には線を越えるよりも危険に気をつけることを注意されていた。職員の一方は空間配置や子どもの様子など全体に気を配り、自分から親に話しかけることはあまりしない。もう一人の遊び活動指導員は、子どもと遊び、親と話し、親と話しながら他の親を引き込んで親同士の関わりを促す等、熱心に関わりをもっていた。次第に人数が増えると、親も自分の子と同年齢の子の親と話したり、歌を教え合ったりと、リラックスしていた。最後の人が帰ると、職員は片づけてロビーの状態に戻した。この日の利用者は全部で14組で、同時には最大7組だった。子どもの年齢は生後間もない赤ちゃんから2歳児までであった。ここは、おそらく低予算で運営されていると思われるが、現場の職員の努力に負うところが大きく、職員の心遣いが親子を心地よくしているようだった。ソファに座ったまま誰とも話さず動かなかった親が、しばらくしてまわりの親と親しく話し、子どもを一緒に遊ばせて笑っていたのは、職員の仲介の支援が大きいと思われた。

3. 新しい支援と原則の間の逡巡

以上のように、3つの市のLAEPには、2000年に定められた基準にかなり忠実に従った目的、形態、運営によって、共通点が多くみられた。ただし、メゾン・ヴェルト・スタイルのいくつかの原則、例えば職員の非継続性、子どもに規則を教えることなどは、実質はあまりこだわらないことも観察された。精神分析的な観点から福祉的な観点到発展していくと、初期の原則が合わないことも起こるであろうが、原則を超えることには慎重であるようにも見受けられた。例えば、福祉的な支援では一期一会よりも継続支援が明らかに必要なケースがあるだろう。しかし、匿名性は最も守るべき大原則である。住所はわからないので訪問はできない。そこで、結局、職員が地域にとけこむことで家の境界が分かり、生活の様子がだいたい分かり、その人に適した支援ができる。しかしLAEPの場を超えた支援が必要になったときには、それ以上に踏み込めない。この限界をどうするか、地域の機関との連携と守秘性の折り合いをどうつけるかは課題といえよう。

IV. もう一つの親子の受け入れの場：「親子の受け入れ空間」

リヨンとその周辺の親子の受け入れの場に関して、Thollon-Behar (2011) はLAEPではない、「親子の受け入れ空間」(Espace d'accueil enfants parents, EAEP) について紹介し、表のように、LAEPとの比較を行っている。EAEPは、認可もCAFからの資金助成も受けていないので、公共施設として公的に広報されていない。自主グループから、父母会連合のような団体、民間業者まで運営母体はさまざまであり、場所も公共施設の一室、独立家屋、旧小規模商店など自由である。支援目的はLAEPと重なる部分もあるが、大きく

異なるのは、リスク予防的あるいは社会福祉的な観点が少なく、親子の遊び、親の出会いと交流、子どもの社会化の場であることである。なごやかな雰囲気を作り、遊びプログラムを提供したり、親が話し合ったり共同で活動するといったことに重点を置いている。また近隣地域との連携も支援の一つである。受け入れ職も LAEP のように専門家である必要はなく、ボランティア、かつて利用者だった親等も可能である。ただし、一定のカテゴリの名称として EAEP があるわけではないので内容も多様であると思われ、自分のところは EAEP であると宣言するわけではないので数は正確にはわからない。例えば、先述の、親のための相談の場 REAAP から生まれた「親のカフェ」に子どもを含めた場所（例えば Villeurbanne の民間の Kid's cafe）のようなところもこれに該当する。

表 3. LAEP と EAEP の比較 (Thollon-Behar, 2011)

	Lieu d'accueil enfants parents	Espace d'accueil enfants parents
法的な枠組と規制	CNAF 2002 年 1 月 17 日の通達。 LAEP の認可事項	国の規制、認可、契約等はない
財政助成	LAEP に対するサービス給付。認可事項が守られているか、CAF の認定される際の計画、契約による	公的な財政支援なし
定義	社会と近親者間の媒介、家庭と教育機関間の媒介 親か責任者の大人同伴の 6 歳未満児。 匿名性 多様なアプローチ、精神分析	社会と近親者間の媒介、家庭と教育機関間の媒介 大人・親が同伴する 6 歳未満児。 共同体や近隣地域での人的繋がりを作る場。孤立を防ぐ
共通の目標	<ul style="list-style-type: none"> * 親性に寄り添って、親としての能力を育てる * 親も子ども他の家族との社会化を経験する * 親が自分の子どもと経験を共有する * 子どもは安心する場で分離を試すことができる * きまりや制限を学び、社会生活への準備とする * 社会的文化的、ものの見方、年齢等における多様性を一緒に経験する 	
それぞれの目標	親子関係の発展と困難の克服のために寄り添う 親子関係の問題やその他の困難を予防する	親しい雰囲気の中で以下を促す <ul style="list-style-type: none"> * 親の集団として主導すること * 子どもの能力の促進 * 近隣の社会関係を発展 * 連帯のネットワーク作り
受け入れ職	<ul style="list-style-type: none"> * 2 名以上 * 専門職としての職能 * ボランティアも保健、福祉、教 	<ul style="list-style-type: none"> * 一人でも可：ボランティア、地域の専門職、親、祖父母、利用者でもよい

	育の養成 * 定期的スーパーバイズが必要 * 受け入れ職チームは声を聴く * 遊びプログラムはない	* 基本的な常識、規則を守る * 担当者、責任者は、その場を動かす、遊びプログラムも可 * 実践の分析をするのは可
--	--	---

V. フランスとの比較からみる、日本の子育て支援施設についての考察

次に、3つの市の親子支援を中心とするフランスの子育て支援と日本の子育て支援との比較から、日本の特徴について考察する。

制度や支援職の違いはあっても、子育て支援施設の現場、とりわけ親の行動には日仏の共通点が多々ある。どちらも、親はリラックスする、子どもや他の子と遊ぶ、子ども同士の遊びを仲介する、親同士で語り合う、教え合う等をする。大雑把に言えば、親がつどいの広場に求めることは日仏で共通している。これを踏まえた上で、両国の異なる点から、日本の特徴と思われることを7点挙げる。

1. 基本モデル

新しい制度ができて発展するうえで、何かのモデルを引きずっていくのは自然の成り行きだろうが、フランスではメゾン・ヴェルトがその基本モデルとしての明確な位置を得た。フランスに比べると、日本の子育て支援施設はそのようなモデルが見えにくいものの、保育所モデルに影響されていると思われる。子育て支援事業が国の政策として始まるまでの「前史」が主として保育所にあり、保育所の地域開放、地域の親の相談などが以前からなされていたこと、子育て支援事業の自治体でのパイロット的な試みは主として保育所で行われたこと、そこでは保育士が支援職を担ったことがその理由として挙げられる。また、初期の子育て支援センターは主として保育所に設置された。空間設定、プログラム活動の導入、など、保育士の実践が隠れたカリキュラムとして、子育て支援の基盤になったと思われる（上垣内他、2012）。

2. 定義と役割の不明確さ

フランスのLAEPは上記のように、定義、目的、利用の仕方、支援職の条件がCAFの助成金の認可基準として明確に定められている。したがって、3つの事例に見られたように、かなり具体的に共通の形をとっている。これに比べて、日本で保育所保育指針などの記載はかなり抽象的である。日本の子育て支援施設の概念は、設置者にとっても利用者にとっても、それだけ自由度が高いともいえるし、曖昧だとも言える（星他、2010）。どちらが良いということではないが、日本の場合は、大枠の定義の上に種々の目的と概念を持つ施設に広く浅く助成金が下りていることを自覚的に捉えるべきであろうし、曖昧な定義に基づけば、質の玉石混交を生むことも認識すべきである。

3. 支援職の専門性の曖昧さ

フランスに比べて最も大きな違いは、支援職の概念にあると思われる。フランスの受け入れ職は、現職の専門職（保育職、福祉職、児童指導員など）であることを要求し、異種職の人たちがチームを組む。「受け入れ職」のポストそのものは殆ど常勤ではなく、各職業の仕事の一部ではあるものの、仕事自体は専門家の仕事として認識されている。一方、日本の子育て支援センターは、支援職のうちの1人が保育職、看護職、教育職（幼稚園教諭）の資格をもっていることとあるだけで、現職あるいは職歴があることは求められない。「ひろば」の支援職には資格は必要ない。これと関連して、日本の子育て支援事業では、暗黙のうちに母親経験が重用され、支援職は広く子育て経験や生活経験での知識に基づいた仕事と考えられているように思われる。例えば、保育士でも子育て経験者が支援職になっている場合が多い（星他,2012）。このことが、フランスに比べて、支援職を非専門職とみなし、現実には発揮されている保育士や看護師の専門性が過少評価されているのではなかろうか。これは、日本の支援職が常勤並みの時間働いても立場は非常勤扱いで、給与が安く不安定な地位であること、一言でいえば、仕事として確立していないことと繋がっているであろう（向井他,2011）。

4. 研修とスーパーバイズの少なさ

日本の支援職が仕事として確立されていないことは、省察と研修の機会の不足にも表れている。フランスでは、受け入れ職は定期的にカンファレンスや研修でスーパーバイザーの指導を受けなければならない。スーパーバイザーは、多くは精神分析家や心理職だが、自治体のコーディネーター職の場合もある。日本では、星他（2012）によれば、自治体は一般的な知識を学ぶ研修の機会は作っても（それも不足で、研修に自費で参加する支援職もいるが）、個々の仕事についてスーパーバイザーの下に検討する機会には予算をつけていない。社会福祉法人内で自前の費用で行っているところがあるのが現状である。

5. リスク支援の方法

両国の違いは、支援職の支援の方法にも表れていた。フランスでは、LAEPは治療機関ではないが、個人の問題への支援および社会予防的な支援の場とみなされている。個々の親の問題は基本的には専門家との1対1の話し合いのなかで扱われるべきことである。一方、日本の子育て支援施設でも同様に子どもの問題、親の不安、悩みを扱うのであるが、個々の支援職のやり方に任せられている。Hoshi-Watanabe（2011）によれば、他の親と繋げる、親同士の話し合いを組織するというように、人と人に関係づける場のコーディネーターあるいはファシリテーターの役割が顕著であり、親の悩みを聴くこと、他者と共有できるように組織化すること等の専門的知識や技能に対する専門的な訓練が不十分である。

6. 文化としてのプログラム型活動

日仏の大きな違いの一つは、例えば親子体操や講義のようなプログラム型活動の有無である。フランスの LAEP ではプログラム活動はない。その理由は、親子がいつでも自由に来て、自由に過ごし、好きな時に帰る場という LAEP の定義にある。すなわち、LAEP は利用者がそこで主体的に自分の過ごし方を構成する場なので、職員が来所者集団を動かすプログラム活動は LAEP の基本的定義に反する。あるとすれば、Villeurbanne 市の LAEP のアトリエ活動のように、別の部屋で、希望する親子だけに、識字訓練や文化的環境を提供するといった生活支援の一環である。日本の子育て支援の場も、親子が自由に来て自由に過ごす場だが、「自由」を掘り下げると意味が異なる。日本の実践の現場では、おそらく無自覚的に、集団活動を求めることが支援職にも利用者にもあるのではないかと。支援者側は、個々の利用者の「自由」と集団プログラムが矛盾するとは思っていないし、建前では参加自由と言いながら実際は集団の牽引力で全員が自分の主体性を脇に置いて集団に参加することを不思議とは思わない。プログラム型の活動を企画すると人が集まる、としばしば日本の支援職から聞くが、利用者側も指示された通りに集団行動するプログラムに満足するのは、日本の文化に特徴的な現象なのかもしれない。

7. リスク支援と遊び場提供の境界の曖昧さ

フランスの EAEP は、日本の「ひろば」型の施設に近い形と思われる。このように考えて比較すると、日本の支援制度は「支援センター」と「ひろば」に分かれていても、実態は、「支援センター」も、支援職の専門性の不足から、EAEP に近い施設もあるのではないかと。日本ではひろばも公的で助成金もついている。子育て支援センターでの「つどいの広場」とひろば型施設の「つどいの広場」の違いは曖昧である。親の自主活動グループが他の親子も受け入れているような形も子育て支援になっている。ここ数年で「センター型」は増えず、「ひろば型」が非常に増えている現状をみると、子育て支援の概念が整理されないまま、子育て支援の場が増えていると理解することもできる。

VI. おわりに

フランスとの比較を通して得られた日本の子育て支援制度の特徴のうち、最大の問題は、支援の概念の明確化と支援職の専門性であろう。施設数も利用頻度も多い現状の下で、単に遊び場になっている、元気な親子が集まり本当に支援の必要な人が利用しにくい、街や公園から幼い子どもの姿が見えなくなった等、疑問の声もある。これらは、子育て支援事業の範囲が、以上のように、曖昧であるところが大きい。数も質も多様になった現在の段階で、子育て支援事業の定義を明確化し、それに従って公的な支援の仕方を再検討する時期に来ているのではないだろうか。

文献

- Barbonsa ,C. Et Verte, C. Développement des LAEP, quel rôle pour la Cnaf ? Le Furet,65,Strasbourg, 2011, 20-21.
- CAF,Guide ouverture LAEP.http://www.caf.fr/sites/default/files/caf/781/Documents/Action-sociale/guide_ouverture_laep.pdf
- Fraioli,N.Cocon à Soi, Vaulx-en-Velin. In Scheu,H.et Fraioli,N.Lieux d'accueil enfants parents et socialisation(s). Rapport de recherche. Le Furet, Strasbourg, 2010,225-233.
- 星三和子、上垣内伸子、向井美穂、塩崎美穂、子育て・子育て支援に関する 4ヶ国共同研究 (1) 日本の子育て支援施設の聞き取り調査による支援目的の分析. 日本保育学会第 63 回大会発表抄録集,2010, p595.
- 星三和子、向井美穂、上垣内伸子、塩崎美穂、子育て・子育て支援に関する 4ヶ国共同研究 (2) 社会歴史的背景. 日本保育学会第 64 回大会発表抄録集,2011, p.879.
- Hoshi-Watanabe, M. Kamigaichi, N., Mukai, M., Shiozaki, M. Support for Mothers by Reactivation of Local Community; an Aspect of Child Rearing Support System in Japan. Abstract of 21stEECERA conference, Geneve,2011, p. 378.
- 星三和子、上垣内伸子、向井美穂、塩崎美穂、子育て・子育て支援に関する 4ヶ国共同研究と支援職の役割. 科学研究費最終報告書 (基盤研究 B 課題番号 21300265),2012.
- INSEE (Institut National de la statistique et des études économiques), 統計資料、2008-2009.
- IRAEC, Entrez,donc, des psychanalystes accueillent. ESF editeur, Paris, France, 1992.
- 上垣内伸子、向井美穂、星三和子、塩崎美穂、子育て・子育て支援に関する 4ヶ国共同研究 (3) 日本の支援課題. 日本保育学会第 65 回大会抄録集,2012, p.376.
- 向井美穂、星三和子、上垣内伸子、塩崎美穂. 子育て支援施設における支援職の役割－聞き取り調査からの検討－. 日本発達心理学会第 22 回大会抄録集,2011.
- Neyrand, G.,Intégration du dispositif Laep, au dispositif de parentalité contemporain. Le Furet, No. 65, Strasbourg, 2011, 16-17.
- Rayna, S., Rubio, M.N., Scheu, H.,Parents-professionnels : la coéducation en questions. Erès, Toulouse, France, 2010.
- Sheu, H.et Fraioli,N.Lieux d'accueil enfants parents et socialisation. Dossier d'études, No.133,CAF.http://www.caf.fr/sites/default/files/cnaf/Documents/Dser/dossier_etudes/dossier_133_-_lieux_daccueil_enfants_parents.pdf, 2010.
- This, B., La maison verte: Créer des lieux d'accueil. Edition Belin, Paris, 2007.
- Thollon-Behar, M.P., Lieux et espaces d'accueil enfants paretns: points communs et spécificités. CDAJE du 21 janvier, 2011.
- Thollon-Behar, M-P. & Ignacchiti,S., Parole de parents : comparaison entre differents lieux d'accueil enfants parents du point de vue. Abstract of 21st EECERA conference, Geneve,2011, p. 336.
- Ville de Villeurbanne Parents enfants des lieux à l'ecoute. http://www.mairie-villeurbanne.fr/Parents_enfants_des_lieux_a_lecoute.pdf